

イオン香港 EC サイト・店舗での 食品のテスト販売「北海道フェア」のご案内

ジェトロは、「平成 30 年北海道胆振東部地震」による被害からの復旧・復興支援を目的に、イオンストアーズ香港（以下、「イオン香港」）と連携し、同社の EC サイト『AEON City.com』や香港内店舗で「北海道フェア」を開催し、食品のテスト販売を行います。

香港は、日本の農林水産物・食品輸出額のおよそ 4 分の 1 の 1,877 億円（2017 年財務省貿易統計より）を占める最大の輸出先であり、重要な市場の一つです。また、香港の EC 市場は右肩上がりで成長し、現状では浸透率が低い食品 EC 分野においても、EC 企業の参入が活発化しており、EC を通じた食品の売上が増加していくことが期待されます。そのなかで、イオン香港は、自社 EC サイト「AEON City.com」をリニューアルし、EC でも店舗と変わらぬ日本の食品の品揃えを進め、EC での販売をこれまで以上に強化する方針です。テスト販売の結果によっては、継続取引の可能性もあります。

つきましては、イオン香港の EC サイトと店舗における食品のテスト販売に参加する商品を以下の通り募集します。皆さまからのお申込みをお待ちしております。

* 本事業は、『北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策』の一つです。

本事業の特徴

- ・ EC サイトとリアル店舗の両方での販売のため、商品の訴求力・認知度が向上
- ・ 香港のみならず、中国などからの観光客にもプロモーションが可能
- ・ イオン香港による商品買い取りのため、低リスク
- ・ 初めての海外販売チャレンジ、香港で初の販売チャレンジを考えている方に最適

1. 事業概要

主催：日本貿易振興機構（ジェトロ）

協力：AEON Stores (Hong Kong) Co., Ltd.（イオン香港、詳細は後述）

事業内容：イオン香港のECサイトおよび店舗での食品のテスト販売

※ただし、商品カテゴリーやアイテムにより、販売チャネルが限定される場合があります。

販売期間：2019年3月14日から2019年3月27日まで（※変更の場合あり）

※ECサイトにおけるプロモーションおよび予約販売は、上記期間に先行して実施する予定です。

対象者：香港への販路拡大を目指す北海道の企業

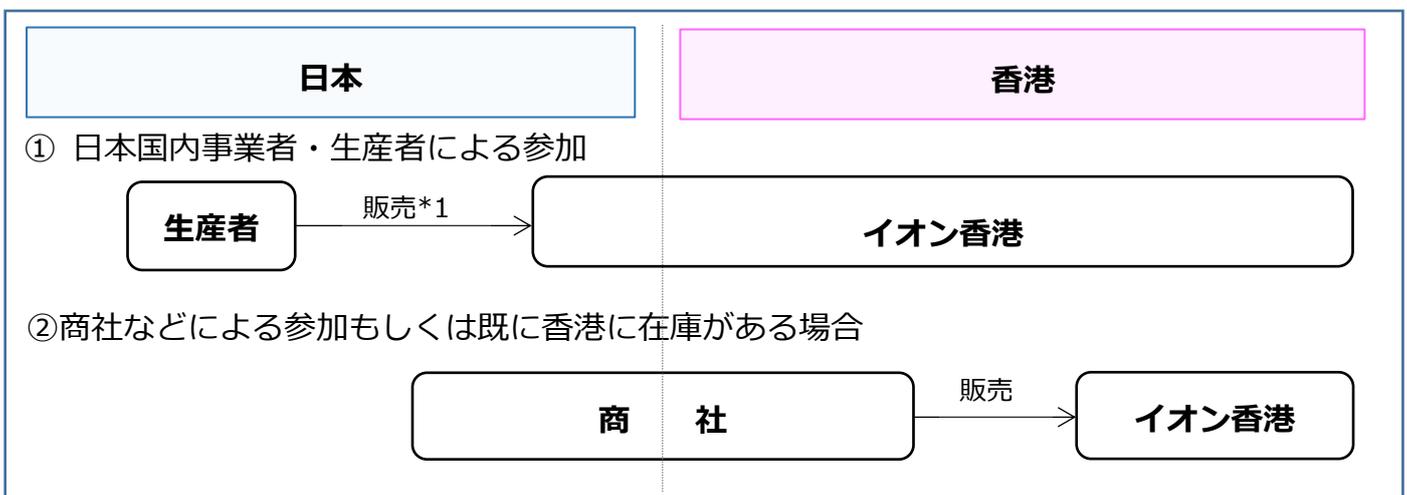
※ただし、商社や代理店など、生産者以外による申込の場合は、製造者／生産者の承諾を得た上での共同提案とすること。

※すでにお取引のある企業さまもお申込みいただけます

対象品目：菓子類、飲料（アルコール含む）、その他加工食品、調味料、生鮮食品

取引条件：日本国内渡しの場合は、イオン香港による商品買取り。その他の場合は、イオン香港と要相談。

取引形態：下図参照



※1：イオン香港指定の輸出・輸入事業者を通じた取引となります。

<イオンストアーズ香港について>

企業名等	AEON Stores (Hong Kong) Co., Ltd.（イオンストアーズ香港）
WEBサイト	http://www.aeonstores.com.hk/
設立	1985年
特徴	○ECサイトを2018年にリニューアル ○日系流通事業者としては最多の11店舗のスーパーマーケットを展開

2. 応募要項

(1) スケジュール

時期		
～11月26日	【1次申込】イオンとの面談希望の方	参加商品の募集 (商品・企業情報などの送付)
～12月18日	【2次申込】面談を希望しない方	
12月上旬	1次申込者とイオン香港との個別面談会（面談先はイオンが選定します）	
～1月上旬	イオン香港による商品選定、採択商品決定	
1月中旬～下旬頃	採択商品の結果通知 数量等の決定、イオン香港との手続きを開始	
2月上旬	国内指定倉庫への納品（常温品/冷凍品：神戸港、生鮮品/冷蔵品：福岡空港）	
3月中旬～下旬	イオン香港のECサイト、店舗でのテスト販売実施	
2019年4月以降	全体概要やプロモーション内容等のフィードバック	

※スケジュールは変更となる場合があります。

※個別面談の設定がされた方には、11月29日（木）頃までにメール等でお知らせします。

面談は、12月上旬から中旬頃に札幌での開催を予定しております。

※すべての方に面談いただけない場合がございますので、ご了承ください。

※面談を希望されたが、できなかつた企業＝不採択ではございません。選考はあくまで、1次申込・2次申込を合わせて、1月上旬までにイオン香港が選定を実施します。

(2) 応募要領

① 商品の条件

応募対象商品は、菓子類、飲料（ビール、日本酒、ワインなど含む）、その他加工食品、畜産品、生鮮食品（果物は除く）です。そのほか、以下の条件があります。

- ・ 在北海道の企業が取り扱う（生産する）食品であること
- ・ 菓子類や加工食品は、賞味期限が長いこと（目安：6か月以上程度）
- ・ JANコードの設定があるもの
- ・ 氷菓・アイスクリーム類は、既に香港で販売しているもの（店舗販売の許可があるもの）
- ・ 香港で輸入・販売が可能なもの

※日本国内で一般的に使用されている甘味料・着色料・保存料などでも、香港では使用制限があり、輸入・販売できないことがあります。詳しくは、以下URLのページに記載の内容をご確認ください。

- 香港向けの農林水産品輸出全般 (<https://www.jetro.go.jp/worldtop/asia/hk/foods/>)
- 輸出される食品等に関する輸入規制について
(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html)
- 香港向け輸出に関する制度
(<https://www.jetro.go.jp/exportguidetop/asia/hk/foods/exportguide/>)
- 加工食品の現地輸入規則および留意点：香港向け輸出
(<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-080908.html>)
- アルコール飲料の現地輸入規則および留意点：香港向け輸出
(<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-030123.html>)

<有望と思われる商品の例>

- 豚肉、牛肉
- カニ、ホタテ、海産物および水産加工品
- ラーメン、麺類（袋・箱に入ったもの、生麺）
- 菓子・スナック類
- ヨーグルト、乳製品
- 飲料、日本酒・ビールなどのアルコール飲料

② 応募の条件

お申込みの方は以下をご了承いただいた上で、応募ください。

- ・ イオン香港が指定する商流に了承いただけること。
- ・ 指定される期日までに必要数を納品できること。
- ・ 商社や代理店など、生産者以外による申込みの場合は、製造者／生産者の承諾を得た上での共同提案とすること。
- ・ イオン香港が指定する輸出入時や販売時に必要な情報・書類（英文含む）を提出できること。
- ・ プロモーションに必要な情報等を提供すること。
- ・ ジェトロが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- ・ 販売期間中の売れ行きに応じて、小売価格を変更することや、割引販売等を行うことに同意いただけること。
- ・ 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意いただけること。
- ・ 以下の費用の負担に同意いただけること。
 - ① 応募時のサンプル費および送料（生鮮食品等サンプル提供が難しい場合はご相談ください）
 - ② 香港規制当局向けの輸出手続き関連費用
 - ③ イオン香港が指定する納品形態への対応費用

③ 小売価格・数量

詳細につきましては、参加企業に別途ご連絡します。

- ・ 小売価格は、提出の日本国内の指定倉庫渡しの価格に基づき、イオン香港が積算、決定します。
- ・ 発注数量等は、イオン香港と参加企業のあいだで調整いただきます。
- ・ 期間中の売上が好調であれば、継続取引の可能性がります。

④ 商品採択者へのフィードバック（予定）

販売期間終了後、参加企業には、販売の全体概要/結果、プロモーションの実施内容をご連絡します。

⑤ その他

- ・ 輸送方法や決済方法、納品方法等はイオン香港（同社指定輸出入事業者含む）とご調整ください。
- ・ 宣伝および販売プロモーションを行うにあたり、商品サンプルの提供をご相談することがあります。ご協力ください。

⑥ 免責事項（必ずご確認ください）

- ・ 本事業は、イオン香港（同社指定輸出入事業者含む）が指定する商流にて、一定期間販売するものです。なお、全体事業スキームは変更になる場合がございます。
- ・ イオン香港（同社指定輸出入事業者含む）との販売契約等は、各参加者が行いますが、契約締結が遅れる等の理由により、商品が指定の期日までに指定倉庫に到着しない場合には、事業の全部または一部に参加ができない場合がございます。
- ・ 本事業にて万一、出品者様や購入者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。
- ・ 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を試験販売できなくなった場合、ジェットロはその責任を負いません。
- ・ 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、出品決定通知後においても出品を取り消す場合がございます。
- ・ 天災、現地の政情その他ジェットロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェットロは出品申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、出品者にお支払い頂いた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェットロが補填することはできません。

(3) 参加申込み方法

- ・ 申込み品目数に制限はありません。
- ・ 以下の3つの申込プロセスのうち一つでも、提出期限に遅れた場合は、選考対象外となります。
- ・ ①イオン香港と面談を希望する場合、②イオン香港と面談を希望しない場合により申込の〆切が異なりますので、ご注意ください。

内容			提出期限
1	企業情報の入力（ジェトロ HP への入力） ジェトロホームページより企業情報をご入力ください。 https://www.jetro.go.jp/events/sie/7ab0802389bd7fef.html		<①の場合> <u>2018年11月26日</u> <u>17:00〆切</u>
2	商品情報の送付（Eメール） *申込書に情報を <u>全て記載</u> のうえ、送付ください。 【送付先】 SIE@jetro.go.jp 【件名】 （御社名）イオン香港向け商品情報の送付		<②の場合> <u>2018年12月18日</u> <u>17:00〆切</u>
3	応募商品サンプル 常温品	選考用サンプルの送付（郵送） 1品目につき選考用のサンプルを <u>4個送付</u> ください。 【送付先】 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 日本貿易振興機構（ジェトロ） 商務・情報産業課 イオン香港連携事業担当 宛 Tel: 03-3582-5227	<u>2018年</u> <u>12月18日</u> <u>17:00〆切</u>
	冷凍、生鮮、 冷蔵品		別途送付日時を指定します。

<選考用サンプル送付時のお願い>

- 選考用サンプルは、締切日以降はお受け取りできかねます。
- 冷凍、冷蔵、生鮮品のサンプルは、別に送付日時を指定します。
- 選考用サンプルの送付先までの輸送費は、応募者をご負担ください。
- 申込み企業名、梱包したすべての商品名、イオン香港連携事業あての旨を発送段ボール等の外装のわかりやすい場所にも明記ください。 * 発送伝票と被らないようにお願いします。

<本事業全般についてのお問い合わせ先>

ジェトロ サービス産業部 商務・情報産業課 担当：芦崎、尾崎、芝田
 (E-mail) sie@jetro.go.jp (TEL) 03-3582-5227